

京都市立総合支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月27日

京都市教育委員会

教育長 稲田新吾

京都市教育委員会規則第11号

京都市立総合支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

京都市立総合支援学校の管理運営に関する規則の一部を次のように改正する。

第4条の表京都市立桃陽総合支援学校の項中

「
独立行政法人国立病院機構京都医療センター」を削る。
」

別表第1京都市立桃陽総合支援学校の項中「、独立行政法人国立病院機構京都医療センター」を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局指導部総合育成支援課)